

職員の懲戒処分について（案）

1. 概要

この度、本機関職員において、不適切な言動により職場内の秩序および風紀を乱した事例が確認されたことから、就業規則第43条第1項の規定に基づき、当該職員を懲戒するものとする。

2. 対応（案）

関係職員への聞き取り調査や経緯などを踏まえ、当該職員については、就業規則第44条第1項第2号に規定する減給とし、同条第2項の規定により始末書を提出させるものとする。

また、本件を踏まえ、業務遂行体制の見直しを行うなど、必要な対策を講ずることとする。

【参考 就業規則】

（懲戒）

第43条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒する。

一～六 （略）

七 不適切な言動により、職場内の秩序又は風紀を乱した場合

八～十二 （略）

2 （略）

（懲戒の種類・内容）

第44条 懲戒の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、事案の内容及び情状に応じて適用する。

一 （略）

二 減給 給与を減じる。ただし、1回の額は平均賃金の1日分の半額、2回以上の行為を対象とする場合の総額は当該期間中における給与の総額の10分の1を超えないものとする。

三～六 （略）

2 けん責、減給、出勤停止又は降格の場合は、始末書を提出させるものとする。

以上